

令和5年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	国の個人情報保護制度の一元化に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行のための条例を制定するもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの
5	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの
6	新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの
7	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
8	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	国・県等の各種計画期間や諸施策との調和を図るため、現行の計画期間を1年延長するもの
9	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	療養給付費等の不足及び過年度分保険料還付金の精算に係る経費を補正するもの 【補正前】 274,152,168 千円 【補正額】 1,922,354 千円 【補正後】 276,074,522 千円
10	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	【歳入歳出総額】 1,581,351 千円
11	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	【歳入歳出総額】 279,549,718 千円

議案第 1 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

1 条例制定の趣旨

国の個人情報保護制度の一元化に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行のための条例を制定するもの

2 条例制定の概要

(1) 経緯

令和 3 年 5 月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律が個人情報保護法に統合された。

これにより、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されるとともに、国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視することとなった。

(2) 広域連合の対応

地方公共団体の執行機関は、今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなるため、現在定めている「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」については廃止し、新たな個人情報保護法において条例で定める必要がある事項及び必要に応じて条例で定めることが許容されている事項についてのみを、「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例」として定める。

(3) 主な内容

- ・ 開示決定等の期限
- ・ 開示請求に係る手数料
- ・ 個人情報の適正な取扱いの確保

3 パブリックコメントについて

(1) 意見募集期間

令和4年10月6日（木）から令和4年10月31日（月）まで

(2) 意見募集の結果
意見なし

4 施行日

令和5年4月1日

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

1 一部改正の理由

改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の不開示情報の規定を、対応する改正後の「個人情報の保護に関する法律」の不開示情報の規定に合わせて改正する。

- ・個人に関する情報のうち、個人識別符号が含まれるもの
- ・当該個人が公務員等の場合、当該公務員等の氏名
- ・事務又は事業に関する情報のうち、租税の賦課若しくは徴収に係る事務

また、これまで規定がなかった不開示情報については、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定に合わせて新設する。

- ・事務又は事業に関する情報のうち、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係や交渉上不利益を被るおそれがあるもの

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成19年3月1日 条例第7号</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等</p>	<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成19年3月1日 条例第7号</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員</p>

の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に害され、又は生活に不当に影響を及ぼすおそれがないと認められるもの

(3) (略)
(削る)

(4) (略)

(5) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に害され、又は生活に不当に影響を及ぼすおそれがないと認められるもの

(3) (略)

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) (略)

(6) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(新設)

(新設)

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
について

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

1 一部改正の理由

改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」で規定されている審査会の所掌事務のうち、改正後の「個人情報の保護に関する法律」では審査会への諮問が許容されない事項について、所掌事務から除くこととする。

- ・個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等にかかる事務の処理に関する事項

また、現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の廃止に伴い、条例の引用や字句の改正を行う。

- ・実施機関、行政文書、保有個人情報についての定義

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="174 349 1115 453">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p data-bbox="129 533 206 560">(設置)</p> <p data-bbox="80 568 1115 818">第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>、<u>個人情報保護法施行条例(令和5年条例第 号。以下「法施行条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p data-bbox="129 863 206 890">(定義)</p> <p data-bbox="80 898 1115 963">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="114 971 1016 999">(1) 実施機関 <u>広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。</u></p> <p data-bbox="114 1043 1115 1185">(2) 行政文書 <u>実施期間の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)</u>及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p data-bbox="136 1193 1115 1259">ア <u>官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p data-bbox="136 1267 1115 1332">イ <u>実施機関が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p data-bbox="114 1340 1115 1441">(3) 保有個人情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)</u>を</p>	<p data-bbox="1234 349 2175 453">新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p data-bbox="1182 533 1258 560">(設置)</p> <p data-bbox="1133 568 2168 818">第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p data-bbox="1182 863 1258 890">(定義)</p> <p data-bbox="1133 898 2168 963">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1169 971 2168 1037">(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。</u></p> <p data-bbox="1169 1045 2168 1110">(2) 行政文書 <u>情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政文書をいう。</u></p> <p data-bbox="1169 1332 2168 1398">(3) 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をいう。</u></p>

<p>いう。 (所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第105条及び新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第45条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例第33条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部改正について

議案第 4 号関係資料

議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの

2 条例改正の概要

改正後の地方公務員法の規定に合わせて、条例の引用の改正を行う
・地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項を、同法第 22 条の 4 第 1 項に改正

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="100 352 1115 459">新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成19年3月1日 条例第11号</p> <p data-bbox="100 536 1115 751">(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) 略</p>	<p data-bbox="1158 352 2172 459">新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成19年3月1日 条例第11号</p> <p data-bbox="1158 536 2172 751">(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) 略</p>

21

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 5 号関係資料

議案第 5 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの

2 条例改正の概要

地方公務員法の規定に合わせて、条例の引用や字句の改正を行う

- ・地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項を、同法第 22 条の 4 第 1 項に改正
- ・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第5号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="203 352 992 379">新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p data-bbox="860 387 1111 453">平成19年3月1日 条例第17号</p> <p data-bbox="125 533 600 560">(部分休業をすることができない職員)</p> <p data-bbox="80 568 1115 635">第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p data-bbox="114 643 248 670">(1) (略)</p> <p data-bbox="114 678 1115 818">(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p data-bbox="125 826 349 853">(部分休業の承認)</p> <p data-bbox="80 861 1115 1038">第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p data-bbox="114 1046 293 1074">2・3 (略)</p>	<p data-bbox="1256 352 2045 379">新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p data-bbox="1908 387 2159 453">平成19年3月1日 条例第17号</p> <p data-bbox="1180 533 1655 560">(部分休業をすることができない職員)</p> <p data-bbox="1135 568 2170 635">第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p data-bbox="1169 643 1303 670">(1) (略)</p> <p data-bbox="1169 678 2170 818">(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p data-bbox="1180 826 1404 853">(部分休業の承認)</p> <p data-bbox="1135 861 2170 1038">第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p data-bbox="1169 1046 1348 1074">2・3 (略)</p>

27

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 6 号関係資料

議案第 6 号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するもの

2 条例改正の概要

地方公務員法の規定に合わせて、条例の引用の改正を行う

- ・地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項を、同法第 22 条の 4 第 1 項に改正

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第6号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第7号関係資料

議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

保険料軽減判定基準額を見直し、軽減対象者を拡充する。(第15条)

(1) 均等割5割軽減の対象者(第15条第1項第2号)

被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に引き上げる。

(2) 均等割2割軽減の対象者(第15条第1項第3号)

被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げる。

3 施行日

令和5年4月1日

議案第7号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="199 347 994 379">新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p data-bbox="790 387 1111 419">平成19年11月27日</p> <p data-bbox="936 427 1111 459">条例第33号</p> <p data-bbox="129 539 622 571">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p data-bbox="80 579 1111 722">第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p data-bbox="109 730 215 762">(1) (略)</p> <p data-bbox="80 770 1111 1145">(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 においては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p data-bbox="80 1185 1111 1457">(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 においては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金</p>	<p data-bbox="1256 347 2051 379">新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p data-bbox="1843 387 2163 419">平成19年11月27日</p> <p data-bbox="1989 427 2163 459">条例第33号</p> <p data-bbox="1182 539 1675 571">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p data-bbox="1137 579 2163 722">第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p data-bbox="1167 730 1272 762">(1) (略)</p> <p data-bbox="1137 770 2163 1145">(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 においては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1137 1185 2163 1457">(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 においては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金</p>

新	旧
<p>額)に当該世帯に属する被保険者の数に5 3万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の 保険料に係る被保険者均等割額に1 0分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>額)に当該世帯に属する被保険者の数に5 2万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の 保険料に係る被保険者均等割額に1 0分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)


- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

保険料軽減対象者の拡充


■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円に引き上げます。

<p>【現行基準】 43万円＋（28万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>		<p>【拡充後】 43万円＋（29万円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>
--	---	---

②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を53万5千円に引き上げます。

<p>【現行基準】 43万円＋（52万円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>		<p>【拡充後】 43万円＋（53万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>
--	--	---

■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	影響額
5割軽減拡充対象者数	960人	19,392千円
2割軽減拡充対象者数	1,023人	8,266千円

■施行年月日

令和5年4月1日施行（令和5年度以降の保険料から適用）

議案第 8 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

1 広域計画について

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条の規定に基づき、広域連合と県内全市町村が相互に役割を分担し、連携調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるもの

2 一部改定の理由

現計画の計画期間が令和 4 年度末で満了となる中、今後も国・県等の各種計画や諸施策との調和を図りながら事業を推進するに当たって、国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画などの次期計画の計画期間が令和 6 年度からとなっていることから、これら各種計画等との調和を図るため、現行の第 3 次広域計画の計画期間を 1 年延長し期間の整合を図るもの

3 一部改定の概要

- ・計画期間を 1 年延長し、令和 5 年度までとする
- ・本改定後も国・県等の各種計画等との整合を図りながら見直しを行う

4 パブリックコメントについて

(1) 意見募集期間

令和 4 年 12 月 14 日（水）から令和 5 年 1 月 6 日（金）まで

(2) 意見募集の結果

意見なし

議案第8号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画
表 紙	
新潟県後期高齢者医療広域連合 第3次広域計画 (令和5年4月 一部改定版) 【平成30年度～令和5年度】 (2018年度～2023年度) (略)	新潟県後期高齢者医療広域連合 第3次広域計画 (新設) 【平成30年度～令和4年度】 (2018年度～2022年度) (略)
目 次	
【目次】 1 広域計画の趣旨 1 2 これまでの作成経過と今回改定の趣旨 2 3 第3次広域計画の項目 3 4 第3次広域計画の基本方針 4 5 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 5 6 第3次広域計画の期間及び改定に関すること 7 資料編 資料1 後期高齢者医療制度 9 資料2 被保険者の状況 11 資料3 後期高齢者医療給付費の状況 13 資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割 15 資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約 16	【目次】 1 広域計画の趣旨 1 (新設) 2 第3次広域計画の項目 2 3 第3次広域計画の基本方針 3 4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 4 5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること 6 資料編 資料1 後期高齢者医療制度 8 資料2 被保険者の状況 10 資料3 後期高齢者医療給付費の状況 12 資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割 14 資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約 15

新

旧

本文

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

（削除）

2 これまでの作成経過と今回改定の趣旨

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画、平成20年3月には第3次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組を推進するため、令和2年4月の開始に合わせ、保健事業に関する事項について一部改定を行いました。

現在の広域計画の期間が令和4年度で満了となる中、新型コロナウイルスの感染拡大や、世代間の負担の適正化を図るため一定以上の所得がある方を対象とした窓口負担割合2割の導入（令和4年10月から）、また、マイナンバーの医療保険分野における活用など、後期高齢者医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

こうした状況に対応するためには、国・県等の各種計画や諸施策との調和を図りながら事業を推進するとともに、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し安定的な事業運営を行っていく必要があります。しかしながら、国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画などの次期計画の計画期間は令和6年度からとなっていることから、これら各種計画等との調和を図るため、この度、第3次広域計画の計画期間を1年延長し期間の整合を図ることとしました。

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成29年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成30年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」）を作成します。

（新設）

新

旧

3 第3次広域計画の項目
(略)

4 第3次広域計画の基本方針
(略)

5 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
(略)

6 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画は、総合的な取組が必要な国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画、広域連合の保健事業実施計画の計画期間及び財政運営期間を勘案し、計画期間を1年延長し、平成30年度から令和5年度までとし、その後も各種計画等との整合を図りながら見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

(図表略)

<用語の説明>

・医療費適正化計画：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、住民の健康増進や医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国及び都道府県が作成する計画

・地域保健医療計画：都道府県医療費適正化計画と、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画（国が定める医療提供体制の確保を図るための基本的な方針に即して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための計画）とを一体として、新潟県が作成する計画

・保健事業実施計画：保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するため、医療保険の保険者が医療費適正化計画等関連する計画との期間を勘案し策定する計画

2 第3次広域計画の項目
(略)

3 第3次広域計画の基本方針
(略)

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
(略)

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

(新設)

(新設)

新	旧
資料編	
(略)	(略)
裏表紙	
<p>第3次広域計画 平成30年3月策定 令和2年4月一部改定 <u>令和5年4月一部改定</u> 新潟県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>第3次広域計画 平成30年3月策定 令和2年4月一部改定 <u>(新設)</u> 新潟県後期高齢者医療広域連合</p>

議案第 9 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第9号関係資料

議案第9号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

【補正額】 1,922,354千円 追加

【補正理由】 療養給付費等の不足及び過年度分保険料還付金の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	47,728,729	159,778	47,888,507	療養給付費負担金（現年度分） 159,778
国庫支出金	89,642,335	639,115	90,281,450	療養給付費負担金（現年度分） 479,337 普通調整交付金 159,778
県支出金	22,278,648	159,778	22,438,426	療養給付費負担金（現年度分） 159,778
支払基金交付金	104,364,657	766,948	105,131,605	後期高齢者交付金 766,948
繰入金	2,604,184	196,735	2,800,919	医療財政調整基金繰入金 196,735
補正されなかった 款にかかる額	7,533,615	0	7,533,615	
歳入合計	274,152,168	1,922,354	276,074,522	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
保険給付費	264,333,012	1,917,354	266,250,366	療養給付費 1,157,383 高額療養費 759,971
諸支出金	5,972,026	5,000	5,977,026	保険料還付金 5,000
補正されなかった 款にかかる額	3,847,130	0	3,847,130	
歳出合計	274,152,168	1,922,354	276,074,522	

令和4・5年度の医療給付費見込みについて

■算定方法

一人当たり医療給付費

- (1) 令和4年12月支払いまでの実績で算定（現金給付分は除く）
- (2) 2割負担導入により、療養給付費等において、医療費から医療給付費を算定する手法に変更

令和4・5年度の保険料率推計

令和3年度の一人当たり医療給付費見込みから、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成29年度から令和元年度の3年間の平均増減率により算定



令和4年度補正、令和5年度予算

令和4年度の一人当たり医療費の実績及び令和3年度との増減率により一人当たり医療費から一人当たり医療給付費を算定

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成29年度から令和元年度の3年間の平均増減率により一人当たり医療費から一人当たり医療給付費を算定

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
被保険者数	372,095人	375,437人	374,039人	370,911人	(試算値)	380,572人	392,350人
(前年度との比較)	100.87%	100.90%	99.63%	99.16%	(見込)	379,734人	391,066人
						102.38%	102.98%
1人あたり医療費（医科・歯科・調剤）	732,279円	740,546円	717,092円	727,790円	(見込)	733,729円	742,980円
(前年度との比較)	100.21%	101.13%	96.83%	101.49%		100.82%	101.26%
1人当たりの医療給付費	693,241円	702,366円	681,420円	691,885円	(試算値)	689,723円	693,129円
(前年度との比較)	99.84%	101.32%	97.02%	101.54%	(見込)	696,295円	702,229円
						100.64%	100.85%
1人当たりの療養給付費	653,721円	661,014円	640,156円	649,487円	(試算値)	645,594円	646,604円
(前年度との比較)	100.23%	101.12%	96.84%	101.46%	(見込)	650,065円	651,736円
						100.09%	100.26%
1人当たりの高額療養費	22,672円	23,582円	23,852円	24,853円	(試算値)	26,588円	29,079円
(前年度との比較)	97.23%	104.01%	101.14%	104.20%	(見込)	28,648円	32,896円
						115.27%	114.83%
その他	16,848円	17,770円	17,412円	17,545円	(試算値)	17,541円	17,446円
(前年度との比較)	89.62%	105.47%	97.99%	100.76%	(見込)	17,582円	17,597円
						100.21%	100.09%
医療給付費総額	2,580億円	2,637億円	2,549億円	2,566億円	(試算値)	2,625億円	2,719億円
(前年度との比較)	100.74%	102.21%	96.66%	100.67%	(見込)	2,644億円	2,746億円
						103.04%	103.86%

■医療給付費見込みの修正要因

(1) 被保険者数の減少

65歳～74歳の被保険者数の減少及び被保険者死亡数の増加

65歳～74歳の被保険者数（令和4年度平均）

試算	4, 446人
見込	4, 189人
差	257人（被保険者数の減少）

被保険者死亡数（令和4年度）

試算	25, 246人
見込	25, 818人
差	572人（被保険者死亡数の増加）

(2) 医療給付費の増加

- ・新型コロナウイルス影響からの回復
- ・2割負担者の割合が料率試算時より減少（1割負担者が増加）
- ・令和4年12月支払いまでの実績で算定（現金給付分は除く）

参考 被保険者の負担割合別比率

保険料率試算時	3割（3.8%）	2割（16.4%）	1割（79.8%）
被保険者割合	3割（4.0%）	2割（15.7%）	1割（80.3%）

議案第 10 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 10 号関係資料

議案第 10 号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

15 億 8,135 万 1 千円（対前年度比 4 億 8,638 万 9 千円、44.4%増）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	5年度予算	4年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,580,311	1,094,088	486,223	共通経費負担金 ※議案第 10 号参考資料参照
国庫支出金	710	633	77	特別調整交付金
その他の款の計	330	241	89	繰越金、諸収入
歳入合計	1,581,351	1,094,962	486,389	

【増減の主なもの】

（増）一般管理事務費（総務費）（対前年度比 4 億 7,609 万 5 千円増）

次期標準システムのクラウド化（令和 6 年度）に向けた対応業務の増に伴う特別会計繰出金の増によるもの

【歳出予算】

（単位：千円）

款	5年度予算	4年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,579,964	1,093,658	486,306	一般管理事務費……………1,507,374 ・事務局運営費 30,577 ・特別会計事務費繰出金 1,476,797 職員派遣関係経費……………72,163 ・総務課等職員人件費負担金 71,471
その他の款の計	1,387	1,304	83	議会費、予備費
歳出合計	1,581,351	1,094,962	486,389	

議案第10号参考資料

令和5年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	489,306
2	長岡市	172,673
3	三条市	66,808
4	柏崎市	58,421
5	新発田市	66,124
6	小千谷市	28,199
7	加茂市	23,040
8	十日町市	41,660
9	見附市	31,140
10	村上市	46,594
11	燕市	55,016
12	糸魚川市	35,318
13	妙高市	26,732
14	五泉市	37,898
15	上越市	127,199
16	阿賀野市	31,642
17	佐渡市	44,829
18	魚沼市	28,856
19	南魚沼市	40,323
20	胎内市	24,137
21	聖籠町	13,194
22	弥彦村	10,166
23	田上町	12,851
24	阿賀町	13,851
25	出雲崎町	8,526
26	湯沢町	10,835
27	津南町	12,253
28	刈羽村	8,008
29	関川村	9,181
30	粟島浦村	5,531
合 計		1,580,311
広域連合予算額		1,580,311

議案第 11 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第 11 号関係資料

議案第 11 号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
について

《歳入歳出予算総額》

2,795 億 4,971 万 8 千円(対前年度比 125 億 4,540 万 1 千円、4.7%増)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	5年度予算	4年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	49,580,008	47,700,298	1,879,710	
保険料等負担金	27,420,329	26,520,935	899,394	保険料徴収分+保険料軽減分負担金 ※議案第 1 1 号参考資料参照
療養給付費負担金	22,159,679	21,179,363	980,316	療養給付費負担金 ※議案第 1 1 号参考資料参照
国庫支出金	93,948,569	89,632,909	4,315,660	療養給付費負担金・・・ 66,479,037 高額医療費負担金・・・ 1,219,227 調整交付金・・・・・・・ 25,959,346 事業費補助金・・・・・・・ 200,380 円滑運営事業費補助金 90,579
県支出金	23,378,906	22,269,222	1,109,684	療養給付費負担金・・・ 22,159,679 高額医療費負担金・・・ 1,219,227 県財政安定化基金交付金・・・ 0
支払基金交付金	109,195,030	104,364,657	4,830,373	後期高齢者交付金
繰入金	3,025,271	2,604,184	421,087	事務費繰入金・・・・・・・ 1,476,797 医療財政調整基金繰入金 1,548,474
その他の款の計	421,934	433,047	△11,113	特別高額医療費共同事業交付金、 財産収入、繰越金、県財政安定化基金 借入金、諸収入
歳入合計	279,549,718	267,004,317	12,545,401	

【増減の主なもの】

(増)療養給付費(保険給付費) (対前年度比 91 億 7,715 万 1 千円増)

実績に基づく各費目の給付費見込みの積算による増

(増)高額療養費(保険給付費) (対前年度比 27 億 4,585 万 9 千円増)

実績に基づく各費目の給付費見込みの積算による増

(増)電算システム経費(総務費) (対前年度比 4 億 9,519 万 6 千円増)

次期標準システムのクラウド化(令和6年度)に向けた対応業務の増

※標準システムのクラウド化とは

地方自治体のデジタル・ガバメントを推進する国の方針に基づき、これまで各広域連合で機器等を調達し、構築・運用していた体制から、国の集約機関(国保中央会)が構築・一元管理するインターネット上の環境にシステムを移設し運用していく体制に変換すること。これによりシステムの処理性能の向上が期待できる。

【歳出予算】

(単位:千円)

款	5年度予算	4年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,634,087	1,235,525	398,562	総務管理費・・・・・・・1,634,087 ・業務一般管理事務費 105,645 ・医療給付経費 593,343 ・電算システム経費 911,491 ・医療費適正化推進事業費 21,978
保険給付費	276,505,620	264,333,012	12,172,608	療養諸費・・・・・・・262,071,264 ・療養給付費 254,871,551 ・療養費 1,546,526 ・食事・生活療養費 3,370,726 ・訪問看護療養費 1,674,548 ・審査支払手数料 606,793 高額療養諸費・・・・・・・13,153,506 ・高額療養費 12,864,508 その他医療給付費・・・・・・・1,280,850 ・葬祭費 1,279,850
保健事業費	1,147,592	1,184,471	△36,879	健康診査事業費・・・・・・・681,857 ・健康診査業務委託料 621,043 ・歯科健診業務委託料 44,278 その他健康保持増進事業費・・・465,735 ・低栄養・重症化予防業務委託料 13,923 ・一体的実施委託料 350,825 ・特別対策補助金 98,380
その他の款の計	262,419	251,309	11,110	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	279,549,718	267,004,317	12,545,401	

議案第11号参考資料

令和5年度予算における市町村保険料等負担金・療養給付費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金
		(徴収分)	(保険料軽減分) ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	7,618,037	1,924,451	7,534,626
2	長岡市	2,517,252	702,233	2,415,197
3	三条市	968,921	272,850	926,859
4	柏崎市	820,362	236,471	852,965
5	新発田市	842,695	254,873	877,052
6	小千谷市	338,295	100,944	356,167
7	加茂市	255,564	86,993	276,855
8	十日町市	509,514	187,812	556,128
9	見附市	342,026	119,993	386,652
10	村上市	584,446	209,768	725,925
11	燕市	765,332	211,301	713,995
12	糸魚川市	483,380	152,665	558,083
13	妙高市	321,069	96,228	326,266
14	五泉市	405,050	167,475	559,428
15	上越市	1,851,321	497,667	1,885,119
16	阿賀野市	313,030	124,271	427,874
17	佐渡市	570,902	228,220	654,144
18	魚沼市	334,688	107,850	399,640
19	南魚沼市	476,658	137,630	553,590
20	胎内市	261,234	83,842	304,105
21	聖籠町	73,953	29,728	104,661
22	弥彦村	69,430	19,606	69,980
23	田上町	106,239	36,158	114,974
24	阿賀町	111,936	54,418	183,579
25	出雲崎町	45,165	17,769	55,899
26	湯沢町	92,141	25,928	90,207
27	津南町	90,514	36,257	125,071
28	刈羽村	42,671	9,932	38,481
29	関川村	47,633	22,555	80,612
30	粟島浦村	3,203	1,780	5,545
合計		21,262,661	6,157,668	22,159,679
広域連合予算額		27,420,329		22,159,679